

## 災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目記入要領

○災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目第6条の規定に基づく様式4-1及び様式4-2の記入については、次のとおりお願いします。

### 1 施設種別、住所、施設名、管理者職・氏名、法人（設置者）名【共通】

施設の種別、住所（郵便番号を含む）、施設名、管理者職・氏名、法人（設置者）名を、それぞれ記載してください。

(1) 施設種別欄は、次の中から該当する施設種別を選択して記載してください。

救護施設、老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、情報障害児短期治療施設

(2) 管理者職・氏名欄は、事業所の長（施設長、所長等）の職名と氏名を記載してください。

(3) 法人（設置者）名欄は、法人名や会社名等を記載してください。

### 2 支援の内容【様式4-1】

災害時に、被災施設から支援要請があった際、貴施設で被災施設の入所者を受け入れることが可能な人数、被災施設に貴施設職員を派遣出来るか否か、被災施設に物資を提供出来るか否かについて、記載してください。

(1) 受入可能（予定）な人数欄には、同種の施設入所者を一定期間※受け入れることができる人数を記載してください（実際に受入要請を行う必要性が生じた場合は、その段階で受入施設に、あらかじめ受入が可能かの確認を行いますので、現時点で記載できる内容を、可能な限り記載してください）。

※災害の規模によっても異なりますが、原則、被災した施設が復旧し、入所者が自身の施設へ戻れるまでの期間

(2) 派遣可能な職員の状況欄には、貴施設職員の現状を踏まえた上で、「派遣できる」のか、「派遣できない」のかを回答の上で、「派遣できる」と回答した場合は、可能であれば（ ）内に人数を記載してください（実際に派遣要請を行う必要性が生じた場合は、その段階で各施設に、あらかじめ職員の派遣が可能かの確認を行いますので、現時点で記載できる内容を、可能な限り記載してください）。

### 3 車の保有状況【様式4-1】

貴施設の保有している車両について、記載してください。

(1) 一般車両を保有している場合は、（ ）内に台数を記載してください。また、合計乗車可能人数欄には、運転する方を含めた乗車可能人数を記載してください。

(2) 福祉車両を保有している場合は、（ ）内に台数を記載してください。

当該車両に、車椅子やストレッチャーを搭載できる場合は、その台数を記載した上で、運転する方を含めた乗車可能人数を記載してください（車椅子やストレッチャーに乗っている方の人数は、乗車可能人数に含めません）。

なお、車椅子やストレッチャーを搭載でき、車内レイアウトの変更が可能な車両については、ストレッチャーを使用した際の台数を優先して記載してください。

#### 4 施設間避難協定の締結状況【様式 4-1】

災害時に、利用者の避難が迅速かつ安全に行えるよう、あらかじめ同種又は類似の施設と相互の避難と受入れに関する協定を締結しておく「施設間避難協定」について、貴施設の協定締結状況（協定締結の有無）を記載してください。

また、協定を締結している場合は、締結先の施設名を記載してください（様式の欄が不足する場合は、別紙に記載の上、提出願います）。

#### 5 福祉避難所の指定状況【様式 4-1】

一般の避難所での生活が困難と考えられる方を支援するため、市区町村が区域内の介護施設等をあらかじめ指定することとしている「福祉避難所」について、貴施設の指定状況（指定の有無）を記載してください。

#### 6 緊急連絡先等【共通】

事業所番号（介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の指定を受けている施設等は、番号を記載してください）、事業所 e-mail、事業所 Tel、事業所 Fax、利用定員、短期利用定員、主たる対象者（障害者支援施設・事業所のみ記載してください。複数選択可）、災害時に通じる衛生電話・無線電話の有無（有の場合は、電話番号を記載してください）、緊急時の連絡者の職・氏名、緊急時の連絡者の連絡先（災害時は、施設の固定電話が不通になる場合が想定されるため、可能な限り緊急時の連絡者の携帯電話番号を記載してください）、緊急時連絡網への連絡先（携帯等）の掲載の同意の有無（連絡網は、道、施設関係団体の事務局のみに配布することを前提に同意の有無を記載してください）、施設加入団体への加入の有無を、それぞれ記載してください。

#### 7 記入者職・氏名、連絡先【共通】

本書を記入された方の職・氏名、連絡先（職場の電話番号）を記載してください。

## 災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定

北海道(以下「甲」という。)と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合(以下「乙」という。)とは、災害発生時等において、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊場所(以下「宿泊施設」という。)を、被災者等の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

(要請及び協力)

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設の提供を要請することができるものとする。

- (1) 北海道内に災害が発生し、又は発生するおそれがあることにより、北海道内の市町村から甲に対して要請があった場合
- (2) その他甲が特に必要と認める場合

2 乙は、前項による要請を受けたときは、被災者等に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

(被災者等の範囲)

第2条 被災者等は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)
- (2) 要配慮者の家族
- (3) その他、市町村が必要と認めた者

(生活相談職員等の確保)

第3条 甲の要請により、乙の組合員が提供する宿泊施設において、要配慮者を受け入れる際、生活相談職員(要配慮者に対して、生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等、要配慮者を支援する者が必要な場合は、甲は、市町村と連携し、必要な人材の確保及び派遣に努める。

(提供されるサービス)

第4条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。

(要請の方法等)

第5条 甲が乙に対し第1条第1項に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、口頭によりこれを行い、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から前項の規定により要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び数量を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

(受入方法等)

第6条 甲は、乙からの情報に基づき、被災地の市町村(以下「被災市町村」という。)に対し、被災者等の受入先となる宿泊施設の情報を提供するものとする。

- 2 乙への利用申込は、被災市町村が乙の定める方法により行うものとする。

3 被災者等の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて被災市町村と乙とが連携して行う。

(受入対象期間)

第7条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

(借上げ費用)

第8条 この協定に基づく宿泊施設の借上げ費用(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)の金額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

2 借上げ費用は、甲に要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される災害発生時においては、甲又は甲に要請を行った市町村が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第9条 乙は、甲からの要請後に取消が行われた場合であっても、甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙は、本協定の締結後速やかに連絡責任者を相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合も同様に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 1月27日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

乙 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 西海 正博

## 航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

北海道エアポート株式会社旭川空港事業所長（以下「甲」という。）と北海道知事（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時的の救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動に関して、必要な事項を定めるものである。

### （SCUの設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際してSCUを設置及び運営する必要がある場合は、甲へ要請の上、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の敷地内にSCUを設置することができる。

なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

- 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。
- 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

### （SCUの撤収）

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

- 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

### （敷地内への入出）

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力を要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

(附則)

本協定は、令和2年10月1日から施行する。

令和 2 年 9 月 29 日

甲 上川郡東神楽町東2線16号98番地

北海道エアポート株式会社旭川空港事業所長

北野 俊勝



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道知事

鈴木 直道



## 航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

釧路空港ビル株式会社（以下「甲」という。）と北海道知事（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時的救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動等に関して、必要な事項を定めるものである。

### （SCUの設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際してSCUを設置及び運営する必要がある場合は、甲へ要請の上、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の敷地内にSCUを設置することができる。

なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。

3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

### （SCUの撤収）

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

### （敷地内への入出）

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力を要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 6 月 20 日

甲 北海道釧路市鶴丘2番地  
釧路空港ビル株式会社  
代表取締役社長 小林 強



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道  
知事 鈴木 直道





## 航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

航空自衛隊第2航空団司令（以下「甲」という。）と北海道知事（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時的救護所として、乙が甲の管理地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動に関して、必要な事項を定めるものである。

### （SCUの設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際して甲の管理地内にSCUを設置及び運営する必要が生じた場合は、甲へ承諾を得た上で、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の管理地内にSCUを設置することができる。

なお、設置期間及び場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。

3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

### （SCUの撤収）

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

### （敷地内への入出）

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の管理地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓 練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力を要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協 議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月29日

甲 北海道千歳市平和無番地  
航空自衛隊千歳基地  
第2航空団司令 寺 崎 隆 行

乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北 海 道  
知 事 高 橋 は る み

## 航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

帯広市長（以下「甲」という。）と北海道知事（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時的救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動等に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCUの設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際してSCUを設置及び運営する必要がある場合は、甲へ要請の上、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の敷地内にSCUを設置することができる。

なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。
- 3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（SCUの撤収）

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

- 2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（敷地内への入出）

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力を要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 5 月 13 日

甲 帯広市西5条南7丁目1

帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道

知事 鈴木直道



## 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定書

北海道(以下「甲」という。)と北海道生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、道民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(応急生活物資の調達と輸送)

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と輸送を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はこれを受けて乙に加盟する各生活協同組合(以下「会員生協」という。)に対し、必要な指導・要請を行うものとする。

(生活物資の安定供給)

第3条 乙は災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、事業の継続並びに早期再開をもって生活物資の高騰等の防止を図り、道民生活の早期安定に寄与するよう、道民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して道民に対し迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第4条 乙は災害時において会員生協組合員のボランティア活動を支援するものとし、甲は乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

(防災意識の向上)

第5条 乙は会員生協の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第6条 乙は北海道以外を事業区域とする他の生活協同組合(連合会)や日本生活協同組合連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(協定事項の発効)

第7条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(被災した都府県への応援)

第8条 乙は、甲が被災した都府県に対して生活物資の供給応援を行う場合においても、乙はこの協定の精神にのっとりできる限り協力するものとし、その取扱は甲乙協議の上決定する。

(連絡員の派遣等)

第9条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができる。

(担当者の設置と連絡会議)

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、事務担当者の連絡会議を設置する。

2 連絡会議の開催及び運営については、甲と乙が協議の上、別途定める。

(確認書の作成)

第11条 この協定の詳細については、別途確認書を定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成17年11月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 北海道生活協同組合連合会  
会長 理事 高柳 裕

## 「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書

(目的)

第1条 北海道(以下「甲」という。)と北海道生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」(以下「協定」という。)第11条の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定め確認するものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し第4条に定める応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

(業務の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する各生活協同組合(以下「会員生協」という。)が保有する応急生活物資の優先供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、会員生協が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給等要請書(別に定める様式)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供する。

2 乙は、会員生協をして業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供するものとする。

(応急生活物資の輸送)

第7条 甲は、乙が実施する応急生活物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第8条 甲は、甲が指定した場所において乙及び会員生協が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第9条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 第4条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価の支払については、甲が負担するものとする。

2 応急生活物資の対価については、災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた価格を参考として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、応急生活物資の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(協議)

第12条 甲が災害救助法に関する事務の一部を市町村長に委託したときは、この実施細目に関し必要な事項を甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成17年11月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 北海道生活協同組合連合会  
会長理事 高柳 裕

## 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第 1 条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第 1 項第 1 号、2 号及び 3 号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第 2 条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- （1）飲料の供給
- （2）現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供
- （3）一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
- （4）災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
- （5）その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- （1）自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
- （2）市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
- （3）配送ドライバー等による災害情報の提供
- （4）北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- （5）その他可能な協力

（支援の内容）

第 3 条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- （1）災害情報の提供
- （2）飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- （3）庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
- （4）その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第 4 条 第 2 条第 1 項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(連絡員の派遣)

第 5 条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(情報交換)

第 6 条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第 7 条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第 8 条 この協定の有効期間は平成 19 年 3 月 31 日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは 1 年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 12 月 22 日

甲 北 海 道  
北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市清田区清田一条一丁目 2 番 1 号  
乙 北海道コカ・ユーラボトリング株式会社  
代表取締役専務 角野 中原



## 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

### (目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急処理事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

### (協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

### (飲料の品目等及び数量)

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

### (要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

### (情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

### (飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

### (飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

### (飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱い)

第 10 条 災害対応型自動販売機の電光掲示発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

(費用負担)

第 11 条 協定第 2 条第 1 項第 1 号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。

3 災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第 12 条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては広報部長とする。

(協議)

第 14 条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 12 月 22 日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市清田区清田一条一丁目 2 番 1 号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役専務 角野 中原

(別紙)

平成 年 月 日

## 災害時における飲料等の供給等要請書

北海道コカ・コーラボトリング㈱  
代表取締役社長 様

北 海 道 知 事

「災害時における飲料の調達等に関する協定」についての実施細目第5条の規定に基づき、次のとおり飲料等の供給等を要請します。

要 請 理 由	
要請品目 及び数量等	別表のとおり
納 入 場 所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連 絡 先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 _____ FAX 231-4314 _____
口頭、電話等 による要請の 日時	平成 年 月 日 時 分
備 考	

〈別 表〉

## 災害時における主な供給飲料一覧

区 分	品 名 〔主な品目〕	容 量 〔1箱入数〕	数 量 (要請書に添付する 場合にのみ記載)
・容器入り水	・ミネラルウォーター 〔オロフレ山溪水 など〕	・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
・容器入り飲料	・茶系飲料 〔爽健美茶 など〕	・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
	・スポーツ飲料 〔アクエリアス〕	・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
	・炭酸飲料 〔コカ・コーラ、ファンタ など〕	・1.5ℓ ペットボトル〔8本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
	・コーヒー飲料 〔ジョージア〕	・250g 缶〔30本〕 ・190g 缶〔24本〕	
	・果汁入り飲料 〔Qoo(クー)〕	・1.5ℓ ペットボトル〔8本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	

## 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

### (協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗(以下、「店舗」という。)と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

### (協力の内容)

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

#### (1) 物資の供給

(2) 災害時支援ステーション～徒歩帰宅者の一時立寄支援所(トイレ、水道水の提供、道路案内等)、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内

(3) 甲から提供された災害情報を店舗に提供

(4) 営業の早期再開

(5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため 平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

(1) 店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供

(2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録

(3) 防災パンフレット等の店舗配置

(4) その他可能な協力

### (支援の内容)

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

(1) 災害情報の提供

(2) 物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

(3) その他災害時に必要な支援

### (協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設

置き、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル  
株式会社セイコーマート  
代表取締役社長 田中 誠

## 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

## (目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

## (協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書(別紙1)」を提出するものとする。

## (物資の品目及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害の状況に応じて決定するものとする。

## (要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙2)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

## (情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

## (物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

## (物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

## (業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

2 供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては法務部法務課課長とする。

(協議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル  
株式会社セイコーマート  
代表取締役社長 田中 誠



別紙1

## 物資供給可能数量報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

㈱セイコーマート 代表取締役社長

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第2条に基づき、当社の物資供給可能数量を次のとおり報告します。

記

## 供給可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	供給可能数量	品名	供給可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり		おにぎり	
弁当		弁当	
パン		パン	
飲料水(お茶等)		缶詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水(お茶等)	
		その他	
下着類( ) タオル( ) 懐中電灯( ) 乾電池( ) 軍手( ) ちり紙( ) ろうそく( ) ウエットティッシュ( ) カセットボンベ( ) ※その他 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			

注：1日あたりの最大供給可能数量の概数を記入する。

別紙2

平成 年 月 日

## 災害時における物資の供給要請書

(株)セイコーマート 代表取締役社長 様

北海道知事

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第4条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 _____ FAX 231-4314 _____
口頭、電話等 による要請の 日時	平成 年 月 日 時 分
物資の輸送方法 (いずれかに○を つける)	・物資については、貴社において納入場所まで輸送願います。 ・物資については、〇〇〇〇(場所)において、北海道に引き渡し願います。
備考	

## 災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （要請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想される時、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- (3) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

## （要請の事前協議）

第 2 条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙第 1 号様式）」を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

## （供給物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第 1 号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

## （要請の方法）

第 4 条 第 1 条の要請は、「物資発注書」（別紙第 2 号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （物資の運搬、引渡し）

第 5 条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
  - (1) 引渡し日時及び場所
  - (2) 引渡し物資の品目及び数量

## （費用）

第 6 条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。また、引渡し場所までの運搬に関する費用は、運搬した者が負担する。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

## (費用の支払い)

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

## (連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

## (車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

## (平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

## (その他)

第11条 乙は、自己の加盟店又は関係者(配送業者等)に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

## (協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

## (効力)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

## (解約)

第14条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月21日

甲 北海道

北海道知事

東京都品川区大崎一丁目11番2号  
乙 株式会社ローソン

代表取締役社長